

移住するなら登別市へ

Uターン 移住支援金

支援金対象者 胆振地域以外から登別市へ移住した方（※他要件あり）

支援内容【全国型】

単身世帯	30万円
2人以上世帯	50万円
子ども加算	50万円

支援内容【東京圏型】

単身世帯	60万円
2人以上世帯	100万円
子ども加算	100万円

※子ども加算については、18歳未満の子ども一人につき加算されます。

令和8年度 新設
登別市単独の
支援金制度

申請・問い合わせ先
登別市役所
総務部企画調整グループ
TEL：0143-85-1122
MAIL：kikaku@city.noboribetsu.lg.jp



は支援
こち金
エック
ラ詳
で細

支給要件の概要は裏面をチェック！！

移住支援金【全国型】

支援金支給要件

※他にも要件がありますので市ホームページを確認ください

●移住元要件

次のいずれかに該当する必要があります。

- ア 住民票を移す前の10年間のうち、通算5年以上、胆振地方の地域（※1）以外に住民票があり、企業等に働いて（※2）おり、かつ、住民票を移す前に、連続して1年以上、胆振地方の地域以外に住民票があり、企業等に働いていた（※2）こと
- イ 住民票を移す前に、胆振地方の地域以外に住民票があり、大学等へ通学していたものが、修学を終了したこと

●移住先要件

次のア～エのすべてに該当し、Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する必要があります。

- ア 申請日の前年度3月1日以降に、登別市に転入していること
 - イ 申請日から5年以上、登別市に住み続ける意思があること
 - ウ 登別市の転入時点で、年齢が40歳未満であること
 - エ 移住支援金【東京圏型】に該当しないこと
- Ⅰ. 就業要件・・・登別市内に事業所がある企業等に就業していること
 - Ⅱ. 起業要件・・・登別市内に転入してから1年以内に、市内で起業していること
 - Ⅲ. テレワーク要件・・・企業等からの命令ではなく、自分の意思で移住し、移住元の業務を引き続き行うこと

（※1）胆振地方の地域は、「室蘭市・苫小牧市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・白老町・厚真町・安平町・むかわ町」となります。

（※2）雇用保険の被保険者として企業等に就業している必要があります。

移住支援金【東京圏型】

支援金支給要件

※他にも要件がありますので市ホームページを確認ください

●移住元要件

次のすべてに該当する必要があります。

- ア 住民票を移す前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（※1）をしていたこと
- イ 住民票を移す前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（※1）をしていたこと

●移住先要件

次のすべてに該当し、Ⅰ～Ⅳのいずれかに該当する必要があります。

- ア 転入後1年以内に支援金の申請を行うこと
 - イ 申請日から5年以上、登別市に住み続ける意思があること
- Ⅰ. 就業要件
北海道が移住支援金の対象としているマッチングサイトに掲載している求人であること
 - Ⅱ. 起業要件
登別市内に転入してから1年以内に、市内で起業していること
 - Ⅲ. テレワーク要件
企業等からの命令ではなく、自分の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行うこと
 - Ⅳ. 関係人口要件
登別市に居住経験があり、市内の農林水産業や観光協会の会員事業者、商工会議所の会員事業者に就業していること
- （※1）雇用保険の被保険者として企業等に通勤している必要があります。